

財形年金共済の3つの特長

1 利息・年金に対して非課税

財形年金は、国が支援する制度として、税制優遇措置がとられていますので、共済掛金(払込限度額385万円)の利息、受給する年金のいずれにも税金がかかりません(確定申告も不要です。)

2 毎月1,000円から積立てが可能で、共済掛金の変更は毎年可能。上手に積み立てると、年金原資500万円を上回るケースも

給与及び期末・勤勉手当から、確実に積み立てられます。毎月掛金は1,000円以上1,000円単位、増額掛金(ボーナス)は5,000円以上1,000円単位で積み立てることができ、毎年1回共済掛金の変更が可能です。積立方式には、「重点積立」と「均等積立」があり、早期に契約し重点積立方式で効率よく積み立てれば、年金原資を約500万円にすることができます。

3 万が一の場合の災害保障付きで、保障額は共済掛金累計額の5倍相当額

年金受給開始前に生じた災害による死亡・重度障害又は財形年金共済事業規約で定める特定の疾病により死亡したときは、災害等発生時の共済掛金累計額の5倍相当額の共済金を支払います。

■ 災害死亡共済金の支払状況 (1万円未満切捨て)

| 災害死亡者 | 一人当たり支払金額 |
|-------|-----------|
| 10人 | 1,198万円 |

注 5年間平均(H31.4~R6.3)

職域の財形年金共済を利用するメリット

財形年金共済は職場で申込みができ、積立ては給与控除(天引き)です。また、投資のように自分で金融商品を選んだり、資金移動を行ったりする必要もないため、手間がかかりません。

まずは職域の財形年金共済を利用して、**リスクの少ない**老後資産の形成を行いましょ!

その上で資金に余裕がある方は、NISA等でお金を増やす方法も検討してみてもいいかもしれません。



まだ契約していない方へ

まだ間に合う?

警察職員だからこそ利用できるお得な財形年金共済です!



20代・初任科生向けの積立モデルプラン

始めよう!

若いうちから老後を見据えた資産形成を考えよう!



- お配りしている申込書には、**年金受給開始年齢を定年年齢に対応させたモデルプラン**を表示しています。**早期に積み立て、年金原資を多くすることができる重点積立方式**をお勧めしています。希望のプランに○を付けて提出してください。**法令により5年以上の共済掛金払込期間が必要**ですので、**特に50代で未契約の方は、早期の契約をご検討ください。**



【参考】均等積立方式で毎月5,000円、ボーナス22,000円の場合、共済掛金累計額385万円、年金原資約488万円になり、重点積立モデルプランの年金原資約551万円との差は、**約63万円**となります。

重点積立方式を利用したライフプラン



教育費等で家計が圧迫される前に、重点積立方式を活用して調整積立期間に移行できれば、毎月の負担も減り、家計にやさしいですね!



複利運用されているので、早期に多くの金額を積み立てる重点積立方式の方が、より多くの利息を取り込むことができます。

重点積立方式とは、一定年齢まで重点的に共済掛金を積み立て、残りの期間は1,000円のみを積み立てる方式



均等積立方式とは、払込終了時まで一定の共済掛金を積み立てる方式



重点積立方式と均等積立方式の比較

| 契約年齢 | 23歳 | | 30歳 | | 40歳 | | 50歳 | |
|----------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 重点 | 均等 | 重点 | 均等 | 重点 | 均等 | 重点 | 均等 |
| 共済掛金払込期間 | 37年 | | 30年 | | 20年 | | 10年 | |
| うち重点期間 | 10年 | - | 5年 | - | 10年 | - | 2年 | - |
| うち調整期間 | 27年 | - | 25年 | - | 10年 | - | 8年 | - |
| 毎月掛金 | 20,000円 | 5,000円 | 44,000円 | 9,000円 | 23,000円 | 12,000円 | 100,000円 | 25,000円 |
| 増額掛金 | 56,000円 | 22,000円 | 91,000円 | 10,000円 | 48,000円 | 24,000円 | 338,000円 | 42,000円 |
| 調整掛金 | 1,000円 | - | 1,000円 | - | 1,000円 | - | 1,000円 | - |
| 掛金累計額 | 384万円 | 385万円 | 385万円 | 384万円 | 384万円 | 385万円 | 384万円 | 385万円 |
| 年金原資見込額* | 551万円 | 488万円 | 527万円 | 468万円 | 465万円 | 443万円 | 438万円 | 420万円 |
| 年金原資の差額 | 63万円 | | 59万円 | | 22万円 | | 18万円 | |

* 上記の年金原資見込額は確定したのものではなく、組合で適用する計算の基礎(予定利率等)により計算します。予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、将来変更することがあります。



Webサイト 資産形成について考えよう